

神奈川県危機管理対処方針

(平成16年2月12日)

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成19年6月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年6月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成25年4月13日

改正 平成28年4月28日

神奈川県

目 次

第1章 総 則	
1 目 的	1
2 定 義	1
3 各種防災計画等との関係	2
4 危機事象への対処の基本的考え方	2
5 危機管理体制	3
6 情報伝達体制	5
7 危機管理対処体制	6
第2章 事前対策	
1 危機管理意識の向上	8
2 県民等への情報提供	8
3 関係機関との連携	8
4 危機管理マニュアルの作成	9
第3章 応急対策	
1 情報の収集・伝達	9
2 応急対策の検討・決定	11
3 応急対策の実施	12
4 広報の実施	13
第4章 事後対策	
1 復旧対策の推進	14
2 被害等の影響の軽減	15
3 再発防止策の検討・実施	15
4 対応の評価とマニュアルの見直し等	15
別表1～別表3	17
資料1 想定される主な危機事象の所管課	18
資料2 危機管理マニュアルの構成	19
資料2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例	20
資料3 危機発生初動時の情報伝達フロー	21
資料4 危機発生報告書	22

第1章 総 則

1 目 的

この方針は、神奈川県危機管理規則に基づき、本県が取り組む危機管理の基本的な事項を定め、本県における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、県民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

2 定 義

この方針における危機とは、県民等の生命、身体及び財産に直接的に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急の事象とする。

ただし、県民等に及ぶ被害が災害等と異なり直接的には及ばない事象等は、原則として除外する。

(1) 対象とする事象

- 例) ・地震、風水害、火山災害、雪害などの自然災害
- ・鉄道事故、航空事故、船舶事故、道路事故、大規模火災、林野火災、地下街等事故、海上への重油流出等の事故災害
 - ・原子力施設等における原子力災害
 - ・石油コンビナート等特別防災区域における火事、爆発、石油流出等の災害
 - ・外部からの攻撃による武力攻撃事態または武力攻撃予測事態
 - ・大規模テロ、ハイジャック等の緊急対処事態
 - ・重大な感染症、飲料水の汚染、食品による健康被害等の健康危機
 - ・高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病の発生
 - ・水質汚染、大気汚染、土壌汚染等の環境汚染事故
 - ・その他、大規模停電、大規模断水、県管理施設における事件・事故、野生動物による人的被害、暴動、凶悪連続犯等の重大事件 等

(2) 対象から除外する事象

- 例) ・企業倒産、大量失業、金融危機等の経済危機
- ・職員の事故、不祥事 等

3 各種防災計画等との関係

- (1) 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機事象については、既存の防災計画等（以下「計画等」という。）により対処する。
- (2) 法令等に義務づけられていないが、すでに対処方法等が定まっている危機事象についても、当該対処方法等により対処する。
- (3) 対処方法等が未整備の危機事象が発生した場合は、神奈川県危機管理対処方針（以下「対処方針」という。）に沿って処理する。

なお、上記(1)及び(2)に関わらず、危機事象によっては、対処方針で定める会議等を活用することができるものとする。

4 危機事象への対処の基本的考え方

危機事象への対処の基本的考え方は、次のとおりとする。

(1) 危機事象に対処すべき局等が明確な場合

危機事象に対処すべき局（以下「所管局」という。局の範囲は、知事部局、議会局、企業庁、教育局及び各局委員会とする。）が明確な場合は、所管局が安全防災局と連携し、あらかじめ策定している計画等に基づき対処する。（計画等が未整備の場合であっても所管局が対処する。）

資料1 想定される主な危機事象の所管課

(2) 所管局が複数局にまたがる場合

所管局が複数にまたがる場合であって、危機事象の原因、規模等から当該複数局のみで対応が可能と判断される場合は、当該複数局が安全防災局と連携して対処する。

(3) 所管局が不明な場合

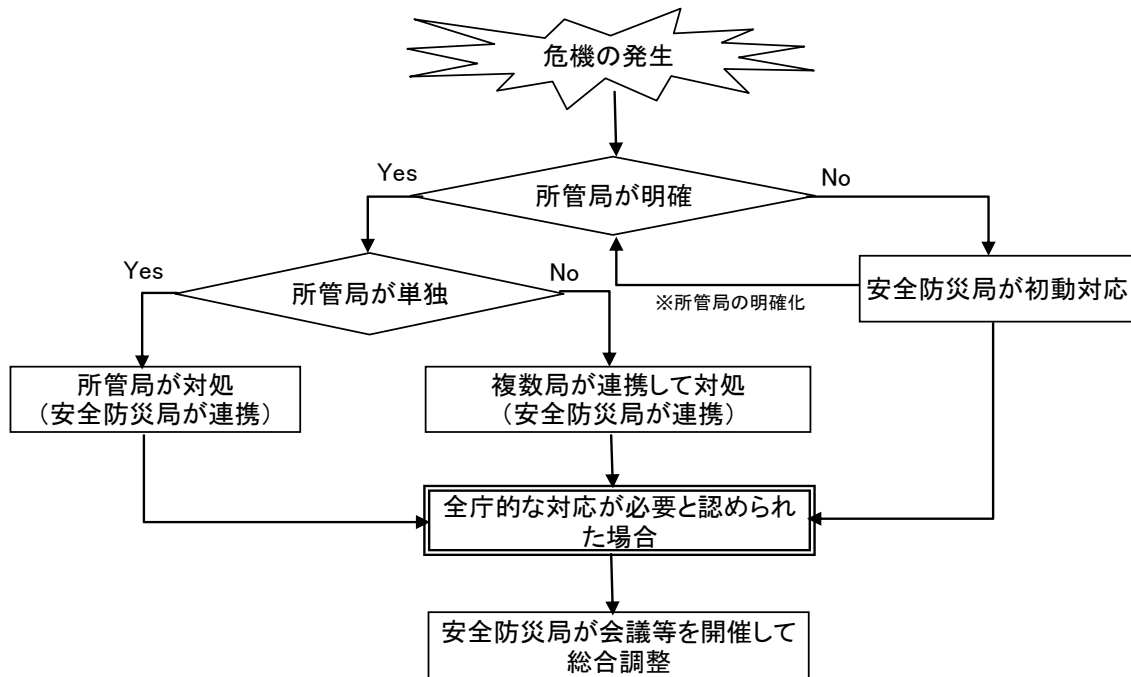
所管局が不明な場合は、安全防災局が初動対応を行い、所管局が明確になった場合は当該所管局へ引き継ぐ。

(4) 全庁的な対応が必要と認められた場合

上記(1)及び(2)の場合であっても、所管局で対処できない場合や、全庁的な対応が必要と認められた場合は、統括危機管理官の判断、又は所管局の要請に基づき、安全防災局が対処方針で定める会議等を招集し、総合的な調整を行う。

資料1 想定される主な危機事象の所管課（再掲）

危機対処体制の基本的考え方フロー



5 危機管理体制

安全防災局に統括危機管理官、副統括危機管理官、統括危機管理主任者を置き、別表1に定める職をもって充てる。

局に局危機管理官、局危機管理主任者を置き、別表2に定める職をもって充て、地域県政総合センターに地域危機管理官、地域危機管理主任者を置き、別表3に定める職にあるものをもって充てる。

各職の責務は、次のとおりとする。

(1) 統括危機管理官

ア 統括危機管理官は、局危機管理官及び地域危機管理官に対して、指導、助言、調整を行うことができる。

イ 統括危機管理官の責務は、次のとおりとする。

(ア) 平素から県全体の危機管理体制に係る総合調整、研修、訓練を実施し、全庁的な危機管理体制の充実、強化に努める。

(イ) 全庁的な対応が必要な危機が発生した場合又は発生のおそれがある場合若

しくは所管局が不明な危機が発生した場合は、知事に報告するとともに、知事の指揮のもと県全体の総合調整を行い、局危機管理官及び地域危機管理官とともに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。

(2) 局危機管理官

ア 局危機管理官の責務は、次のとおりとする。

- (ア) 平素から、統括危機管理官及び地域危機管理官と調整のうえ、局の所管業務に係る危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制の整備、充実に努める。
- (イ) 所管業務に係る危機が発生した場合には、知事に報告するとともに、統括危機管理官又は地域危機管理官とともに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。
- (ウ) 所管業務に係る危機が発生した場合に、局だけで十分な対処ができないと想定されるときには、危機の発生地域を所管している地域危機管理官と調整のうえ、直ちに統括危機管理官に県全体の総合調整を依頼するものとする。
- (エ) 統括危機管理官から危機事象への対処に関する指示、協力要請があった場合には、迅速に対応するものとする。

(3) 地域危機管理官

ア 地域危機管理官は、統括危機管理官及び局危機管理官と調整のうえ、地域県政総合センターの所管区域を所管している出先機関に対して、調整及び助言を行うことができる。

イ 地域危機管理官の責務は、次のとおりとする。

- (ア) 平素から、統括危機管理官及び局危機管理官と調整のうえ、所管に係る危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制の整備、充実に努める。
- (イ) 所管区域に係る危機が発生した場合には、統括危機管理官又は局危機管理官とともに関係機関と連携し、必要な対処を講じる。
- (ウ) 所管区域に係る危機が発生した場合に、地域県政総合センターだけで十分な対処ができないと想定されるときには、危機事象に係る業務を所管している局危機管理官と調整のうえ、直ちに統括危機管理官に県全体の総合調整を依頼するものとする。
- (エ) 統括危機管理官から危機事象への対処に関する指示、協力要請があった

場合には、迅速に対応するものとする。

(4) 副統括危機管理官等

副統括危機管理官は統括危機管理官を、統括危機管理主任者は副統括危機管理官を、局危機管理主任者は局危機管理官を、地域危機管理主任者は地域危機管理官を、それぞれ補佐するものとする。

6 情報伝達体制

危機の発生時における迅速な初動対応又は全庁的な対応を円滑に実施するため、次のような情報伝達を行う。

(1) 危機事象の所管局が明確な場合

ア 危機の発生又は発生のおそれがあるとの情報を得た室、課及び出先機関（地域県政総合センターの課を含む。）は、局危機管理官及び当該危機の発生又は発生のおそれがある区域を所管する地域危機管理官（当該区域が複数の地域県政総合センター所管区域に跨る場合にあっては、それぞれの地域危機管理官）に報告する。

イ 地域危機管理官は、その危機事象に係る業務を所管する局危機管理官に報告する。

ウ 報告を受けた局危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告するとともに、今後の全庁的な対応に備え、速やかに統括危機管理官に報告する。

エ 全庁的な対応をする必要があると認められた場合のほか、統括危機管理官が必要と認めた場合は、知事及び副知事に報告する。

オ その他、局危機管理官は必要に応じて統括危機管理官に報告する。

(2) 危機事象の所管局が不明な場合

ア 危機の発生若しくは発生のおそれがあるとの情報を得た局危機管理官又は地域危機管理官は、統括危機管理官に報告する。

イ 統括危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告する。

(3) 情報の共有化

統括危機管理官が受けた報告については、適宜、関係する局危機管理官及び地域危機管理官に伝達し、情報の共有化を図る。

7 危機管理対応体制

(1) 危機管理対策本部の設置

ア 知事は、危機事象が発生した場合で、その被害規模等により全庁的な危機管理が必要と認めるときは、神奈川県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、危機事象への対応方針、対策等を決定し、実施する。

イ 必要に応じて、対策本部に現地危機管理対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

ウ 対策本部及び現地対策本部の所掌事務、組織等は、別に定める。

(2) 会議の設置

ア 危機発生時における全庁的な対応に係る総合調整等、平素における危機管理体制等の整備、強化の検討等を行うため、次の会議を設置する。

(ア) 危機管理対策会議

a 目的

危機管理対策本部設置に至るような危機事象ではない場合に、全庁的な対応に係る総合調整、決定等を行うほか、平素における危機管理体制の整備・強化の検討等、危機管理対策の検討・進行管理等を行う。

b 組織

- ・ 座長： 統括危機管理官（安全防災局長）
- ・ 構成員： 各局危機管理官（各局長）、各地域危機管理官（各地域県政総合センター所長）、座長が必要と認める者等
危機発生時は、関係する局危機管理官、地域危機管理官、座長が必要と認める者等

(イ) 危機管理対策会議幹事会

a 目的

危機管理対策会議の下部組織として、危機管理対策会議で検討する課題の事前検討、協議、調整等を行うとともに、危機の発生時には情報の収集、提供等を行う。

b 組織

- ・ 座長： 副統括危機管理官（安全防災局副局長）
- ・ 構成員： 各局危機管理主任者（各局総務室長等）、各地域危機管

理主任者（各地域県政総合センター副所長）、座長が必要と認める者等危機発生時は、関係する局危機管理主任者、地域危機管理主任者、座長が必要と認める者等

C 招集基準

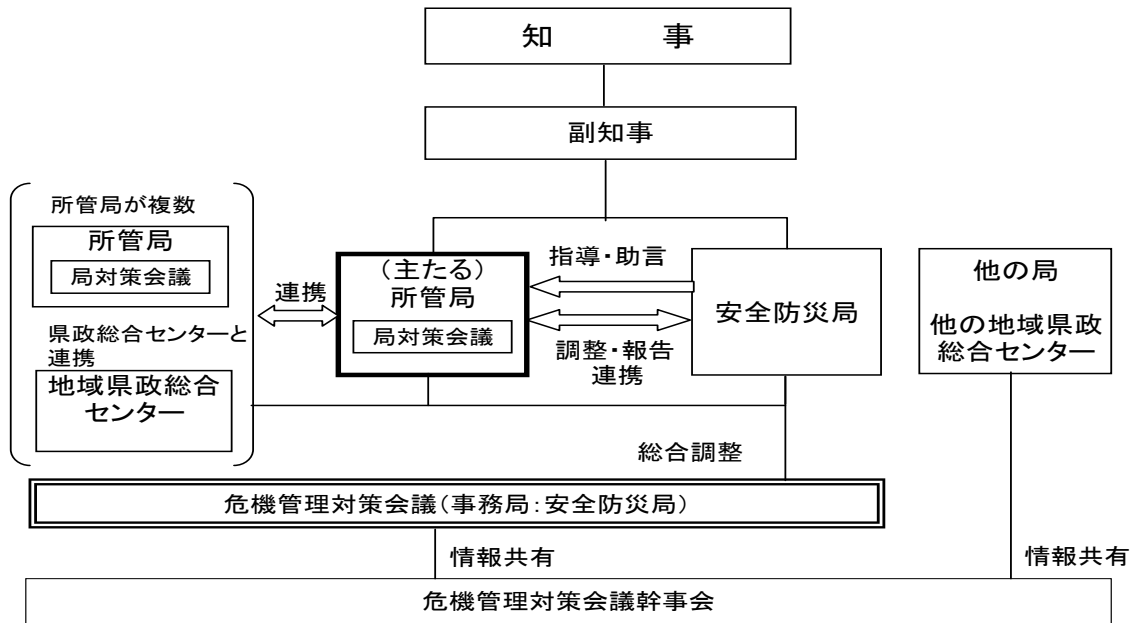
統括危機管理官は、次の基準を考慮し、総合的に判断し、招集を決定することとする。

- (ア) 所管局以外の局へ影響が生じる可能性がある場合
- (イ) 被害が広域に及ぶ可能性がある場合
- (ウ) 県民への影響が大きい場合

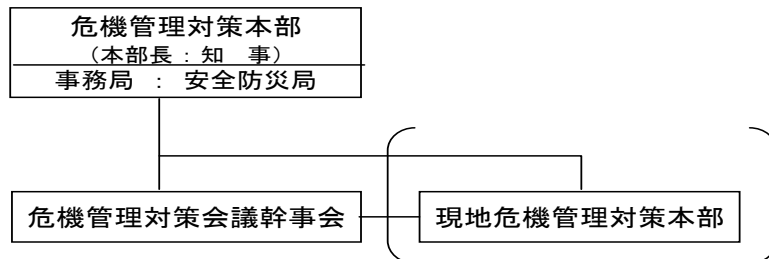
イ 危機管理対策会議及び同幹事会の所掌事務、組織等は、別に定める。

危機対処体制のイメージ図

(1) 本部設置前の体制



(2) 本部体制



第2章 事前対策

1 危機管理意識の向上

(1) 危機事象に対する事前対策

危機の発生防止や発生した場合の被害を最小限に止めるためには、「危機を発生させないような対策」、「危機の発生を前提とした対策」を日ごろから十分検討し、想定される危機事象に備えることが必要である。

このため、各局及び各地域県政総合センターは、危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の整備を図るとともに、状況に応じた柔軟な対応ができるよう、安全防災局と連携し、様々な想定で事前の準備を行っておくことが重要である。

(2) 訓練・研修の実施

危機発生時には、迅速に対応することが必要であることから、ボトムアップの仕事の進め方ではなく、幹部職員の強いリーダーシップの下に行動することが求められる。そのため、安全防災局では、担当職員の危機管理能力の向上のみならず、全庁の幹部職員を対象にした訓練、研修を実施し、これらの職員の判断力、統率力等を強化し、危機管理能力の向上に努めるものとする。また、各局及び各地域県政総合センターにおいては、危機管理マニュアルの実効性を高めるため、関係局、関係機関等と連携した訓練を行い、マニュアルの評価、検証を行った上、その結果をマニュアルの改善に反映させるとともに、職員の危機管理意識の向上を図るものとする。

2 県民等への情報提供

危機管理は公的機関のみの問題ではない。危機による被害を軽減するためには、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や地域住民、企業等が一体となって取り組む「共助」が必要である。各部局及び各地域県政総合センターは、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関係局、関係機関等と連携し、県民等が必要とする情報を遅滞なく提供するものとする。

3 関係機関との連携

本方針において使用している「関係機関」とは、国、都道府県、市町村、警察、消防、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体など、危機への対処を

より有効に実施するために必要となる機関、団体等を広く意味しており、危機発生時等においては、これら関係機関と緊密な連携、調整を行うことが必要である。したがって、各局等及び各地域県政総合センターにおいては、平常時から、これらの関係機関と十分な連携を図っておくものとする。

4 危機管理マニュアルの作成

各局及び各地域県政総合センターは、それぞれの所管に係る危機に関し、事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、安全防災局と連携し、資料2を参考として、予め業務の特性に応じた危機管理マニュアルを作成するものとする。危機管理マニュアルには、局対応危機の段階から全庁的対応危機の段階まで、各段階に応じて、休日夜間も含めて迅速かつ的確な対応が可能となる職員が確保されるよう、予め非常参集要員の指定、非常時の緊急連絡網などについて計画を策定し、記載するものとする。

また、各地域県政総合センターにおいては、資料2-2も参考として作成するものとする。なお、危機管理マニュアルの作成に当たっては、関係局、関係機関と十分に連携、調整を図るものとする。

- ◆ 資料2 危機管理マニュアルの構成
- ◆ 資料2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 初動期における情報伝達

ア 情報連絡に当たっての留意点

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報することが重要である。特に、第一報の連絡者及び報告を受ける幹部は、この点に十分に留意する必要がある。

イ 速やかな情報連絡

危機発生 の 第一報 を 入手 した 局 及び 地域 県政 総合 センター は、 当該 危機 に つ き、 被害 拡大 の おそれ が ある 場合、 極めて 緊急 な 対応 を 要す る 場合、 又は 社会的 影響 が 大きい と 判断 す る 場合 に は、 予め 定め ら れ た 緊急 連絡 網 に 基づ き、 速 やか に 関係 局、 関係 機関 に 情報 を 伝達 す る もの とす る。 なお、 緊急 性 の 判断 は、 迅速 に 行 う こ と が 重要 で ある こ と から、 予め、 意思 決定 権 を 有す る 者 の 序列、 決定 手続 き 等 を 定め、 周知 徹底 を 図 る もの とす る。

◆資料3 危機発生初動時の情報伝達フロー（全庁体制の場合）

◆資料4 危機発生報告書

ウ 臨機応変な対応

連絡受信者の事故など何らかの理由により、予め定められた伝達システムにより難しい場合においては、危機発生 の 第一報 の 速やかな 連絡 が 最も 重要 で ある こ と を 念頭 に 置き、 次 の 連絡 受信 者 へ 伝達 す る 等 臨機 応変 な 対応 を 行 う もの とす る。 なお、 連絡 の とれ なか った 連絡 受信 者 に 対し て は、 事後 で できる だけ 早い 時期 に 報告 す る もの とす る。

(2) 初動体制確立後の情報の収集・伝達

ア 情報連絡体制の整備

所管局は、状況に応じて関係局、地域県政総合センター、関係機関と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、夜間休日等も含め円滑に関係局等に情報伝達できるよう連絡体制を整備する。

イ 情報の共有化

所管局は、危機管理対策会議幹事会を利用するなどして、収集した情報を安全防災局、関係局、地域県政総合センター、関係機関に情報伝達するものとする。安全防災局が情報を入手した場合は、所管局、関係局、地域県政総合センターの局危機管理主任者及び地域危機管理主任者に伝達するものとする。

ウ 情報連絡の手段

情報の収集・伝達の手段として、通常の電話回線が使用できない場合は、神奈川県防災行政通信網など確実に利用可能な通信手段を選択するものとする。

エ 情報内容の整理

収集すべき情報は、危機の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し、整理した上で、情報伝達するものとする。

- ・ 危機発生時の状況
- ・ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ・ 県、関係機関が実施した応急措置の状況
- ・ 地域住民の避難状況
- ・ その他特に留意すべき事項

(3) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、予め各局及び各地域県政総合センターにおいて、情報管理の責任者を選任し、情報の一元化を図るものとする。

また、関係者が連携して応急対策を実施できるようにするため、被害状況、応急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、パーソナルコンピュータ等の活用により、情報が共有できる体制を整備するものとする。

2 応急対策の検討・決定

(1) 検討・決定の方法

所管局は、局対策会議等を開催し、対処方針、応急対策等について検討を行い、その内容を決定するとともに、安全防災局に報告するものとする。なお、特に重大な危機の場合は、知事等に報告し対策を決定するものとする。

また、所管局は、応急対策の決定を行った後も、当該危機的状況が解消するまでの間、必要に応じ、監視のための体制を整備し、情報の収集及び知見の蓄積に努めるものとする。

(2) 局対策会議等の事務局の設置

所管局は、応急対策を円滑に実施するため、次の例を参考に局対策会議等の事務局を設置するものとする。

班名	班長	事務分掌
総務班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局対策会議の設置及び運営 ・ 会議資料、記録の作成・保管 ・ 関係局との連絡調整 ・ 職員の服務 など
対策班	担当職名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機事象の分析 ・ 対処方針の検討 ・ 応急対策検討 ・ 応急対策実施の調整 ・ 国等関係機関との連絡調整
情報班	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集伝達 ・ 関係機関からの情報収集 ・ 国等への報告 ・ 通信手段の確保 など
広報班	担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道提供資料の作成 ・ 報道機関への対応 ・ 県民等への広報 ・ 対策に係る写真等の記録 など

(3) 職員の動員

所管局は、危機の態様、規模等により、危機管理マニュアルに基づき、職員を動員するものとする。

また、対策本部が設置される場合には、各局は必要に応じ、非常参集要員に対し、速やかに参集するよう連絡するものとする。

(4) 全庁的な対策の検討、決定

対策本部が設置された場合は、対策本部において、対処方針、応急対策等を検討し、決定する。

3 応急対策の実施

危機の発生直後においては、対策本部又は所管局が決定した対処方針に基づき、所管局、関係局及び地域県政総合センターは、県民等の生命と財産の安全確保を最

優先に、関係機関と連携、協力し応急対策を実施するものとする。

(1) 避難・予防

危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策等について、関係機関と連携してその措置を実施するとともに周知を図るものとする。

(2) 救助

被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係機関との調整や応援要請等を実施するものとする。

(3) その他

緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等各種制限措置などについて、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、その措置を実施するものとする。

4 広報の実施

(1) 広報に当たっての留意事項

ア 対策本部又は所管局は、県民等の心理的動揺や不安感により生ずる混乱を防止するとともに、県民等自らが、状況に応じた適切な行動をとることにより危機による影響をできる限り軽減するため、速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して、適切、迅速な広報活動を行うものとする。

イ 関係局の協力のもと、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。また、情報の空白期間が生じないように、定期的な広報に努めるものとする。

ウ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他のいわゆる要援護者及び一時滞在者への配慮に努めるものとする。また、平常時から、そのための広報体制の整備に努めるものとする。

(2) 広報の内容

広報すべき内容は、おおむね次の項目が考えられるが、県民等のニーズに応じた内容を提供するものとする。

- ・ 危機の発生場所及び発生時刻
- ・ 対策本部の設置状況及び応急対策対処方針

- ・ 危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難の必要性の有無
- ・ 県民等のとるべき措置、注意事項及び要援護者支援の呼びかけ
- ・ 避難所の設置及び安否情報
- ・ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 医療救護活動の実施状況
- ・ 相談窓口の設置状況
- ・ その他必要な広報

(3) 広報の方法

対策本部又は所管局は、関係局の協力のもと、県政記者クラブ等を通じた資料提供・会見などによる広報を行うとともに、県や市町村のホームページ、広報紙などを通じた広報活動を実施するものとする。

(4) 県民等からの問い合わせへの対応

対策本部又は所管局は、必要に応じ、県民等からの問い合わせに対応するため、関係局、関係機関と連携して、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を整備するものとする。

第4章 事後対策

1 復旧対策の推進

(1) 基本的考え方

対策本部又は所管局は、危機の発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 安全の確認

対策本部又は所管局は、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関に協力を求め、早急に危機発生現場周辺地域の安全の確認を行うものとする。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページや県広報紙など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く県民等に周知す

るものとする。

(3) 各種制限措置の解除

対策本部又は所管局は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除するものとする。

2 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、危機発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(2) 風評被害の影響の軽減

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。

(3) 企業等に対する影響の軽減

対策本部又は所管局は、関係局と調整の上、企業等に対する影響軽減措置について検討を行うものとする。

(4) 物価動向の注視

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、生活必需物資の価格動向に注意を払う。生活必需物資の価格動向に県民生活の安定に影響を与えるような動きが見られる場合は、速やかに、その結果を公表するものとする。

3 再発防止策の検討・実施

対策本部又は所管局は、危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で、再発防止策を検討し、実施するものとする。また、再発を防止するために必要と認められる場合は、国等に対し要望を行うものとする。

4 対処の評価とマニュアルの見直し等

(1) 対処の評価

各局及び各地域県政総合センターは、危機の対処を行った場合には、危機への対処に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、反省点の抽出、改善策の検討を行うものとする。

また、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に対して、事後評価の情報提供、共有化を行い、今後の危機管理体制のあり方について見直しを行うものとする。

(2) 危機管理マニュアルの見直し

各局及び各地域県政総合センターは、対処の評価による見直しを行った場合は、必要に応じ、危機管理マニュアルの見直しを行い、速やかに、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に周知するものとする。

(別表 1)

統括危機管理官	副統括危機管理官	統括危機管理主任者
安全防災局長	安全防災局副局長	危機管理対策課長

(別表 2)

局 名	局危機管理官	局危機管理主任者
政策局	政策局長	政策局総務室長
総務局	総務局長	総務局総務室長
県民局	県民局長	県民局総務室長
スポーツ局	スポーツ局長	スポーツ局総務室長
環境農政局	環境農政局長	環境農政局総務室長
保健福祉局	保健福祉局長	保健福祉局総務室長
産業労働局	産業労働局長	産業労働局総務室長
県土整備局	県土整備局長	県土整備局総務室長
会計局	会計局長	会計局会計課長
企業庁	企業庁長	企業局総務室長
議会局	議会局長	議会局総務課長
教育委員会	教育長	教育局総務室長
人事委員会	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
監査事務局	監査事務局長	監査事務局総務課長
労働委員会	労働委員会事務局長	労働委員会事務局審査調整課長

(別表 3)

地域県政総合センター	地域危機管理官	地域危機管理主任者
横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀三浦地域 県政総合センター所長	横須賀三浦地域 県政総合センター副所長
県央地域 県政総合センター	県央地域 県政総合センター所長	県央地域 県政総合センター副所長
湘南地域 県政総合センター	湘南地域 県政総合センター所長	湘南地域 県政総合センター副所長
県西地域 県政総合センター	県西地域 県政総合センター所長	県西地域 県政総合センター副所長

資料 1

想定される主な危機事象の所管課

	危機事象	所管課	計画等	本部等	法令	全庁体制への移行の考え方
1	地震	災害対策課	県地域防災計画	災害対策本部、現地災害対策本部、現地対策本部	災害対策基本法	県内で震度6弱以上の地震が発生した場合に災害対策本部を設置する。
2	風水害	災害対策課、河川課	県地域防災計画、県水防計画	災害対策本部、現地災害対策本部、現地対策本部、水防本部	災害対策基本法、水防法	県内全域に大規模災害が発生した場合などに災害対策本部等を設置する
3	自然災害 (地震、風水害を除く)	災害対策課	県地域防災計画	災害対策本部、現地災害対策本部、現地対策本部	災害対策基本法	
4	事故災害	危機管理対策課	県地域防災計画	災害対策本部、危機管理対策本部、事故対策本部	災害対策基本法	
5	原子力災害	危機管理対策課	県地域防災計画	災害対策本部、現地災害対策本部、現地対策本部、警戒本部	原子力災害対策特別措置法	県のモニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線を検出したとき災害対策本部を設置する
6	石油コンビナート災害	工業保安課	県石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等現地防災本部	石油コンビナート等災害防止法	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する
7	武力攻撃事態	危機管理対策課	県国民保護計画	危機管理対策本部、現地危機管理対策本部、国民保護対策本部、現地国民保護対策本部	国民保護法、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	テロ等が発生し、国民保護対策本部設置に準じた対応をとる必要がある場合、危機管理対策本部を設置する
8	緊急処理事態	危機管理対策課	県国民保護計画	危機管理対策本部、現地危機管理対策本部、緊急処理事態対策本部、現地緊急処理事態対策本部	国民保護法、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	
9	新型インフルエンザ等	健康危機管理課	県新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策本部、現地新型インフルエンザ等対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法、県新型インフルエンザ等対策本部条例	新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合には県新型インフルエンザ等対策本部を設置する
10	健康危機 (新型インフルエンザ等を除く)	健康危機管理課	県健康危機管理指針	健康危機管理対策本部、現地対策本部	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する
11	鳥インフルエンザ	畜産課	県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル	危機管理対策本部、現地危機管理対策本部	家畜伝染病予防法	高病原性鳥インフルエンザ等が県内で発生した場合には危機管理対策本部を設置する
12	家畜伝染病 (鳥インフルエンザを除く)	畜産課	県牛海綿状脳症(BSE)防疫対策マニュアル	県牛海綿状脳症防疫対策本部、県牛海綿状脳症現地対策本部	と畜場法、BSE特別対策措置法、家畜伝染病予防法、食品衛生法	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する
13	環境汚染事故	大気水質課等	環境保全特別対策本部設置要綱	環境保全特別対策本部	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例等	

- ★1 所管課とは、計画等を所管している課である。
- ★2 所管課のほか、計画等に位置づけのある所属が当該危機事象に対応する。
- ★3 (1)における危機事象に対処すべき局等が明確な例とは、表左端の「危機事象」から「法令」までのとおり
- ★4 (2)における全庁的な対応が必要と認められた場合とは、表右端の「全庁体制への移行の考え方」のとおりのとおり

資料2

危機管理マニュアルの構成

(危機管理マニュアル構成の一例)

大項目	中項目	小項目
1 総則	(1) 目的	○危機管理マニュアルの目的
	(2) 定義	①危機の定義 ②想定される危機の種類
	(3) 基本方針	①部局で対応することが明確な場合 ②部局で対応するか不明確な場合 ③緊急に全庁で対応する必要がある場合
	(4) 責務	○部局長の責務
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上	①危機事象に対する事前対策 ②訓練・研修の実施 ③県民等への情報提供
	(2) 危機管理体制の整備	①危機管理対策会議等の活用 ②危機管理対策本部の設置要請
3 応急対策	(1) 情報の収集・連絡	①情報の収集・伝達 ・情報連絡体制の整備 ・情報連絡の手段 ・情報内容の整理 ②情報内容の管理
	(2) 職員の動員計画	○職員の動員計画(初動体制(連絡体制)の構築を含む。)
	(3) 応急対策の検討・決定	①検討・決定の方法 ②役割分担の確認 ③職員の動員 ④全庁的な対策への移行
	(4) 応急対策の実施	①救助 ②避難・予防
	(5) 広報の実施	①広報に当たっての留意事項 ・適切・迅速な広報活動 ・様々な広報手段の活用 ・要配慮者への配慮 ②広報の内容 ・広報すべき項目 ③広報の方法 ・報道機関への情報提供 ・一般への広報 ・県民等からの問い合わせへの対応
4 事後対策	(1) 復旧対策	①基本的考え方 ②安全の確認 ③各種制限措置の解除
	(2) 被害等の影響の軽減	○(心身の健康相談体制の整備) ○(風評被害の影響の軽減) ○(企業等に対する影響の軽減) ○(物価動向の注視)
	(3) 再発防止策の検討・実施	○再発防止策の検討・実施
	(4) 対処の評価とマニュアルの見直し等	①対処の評価 ②危機管理マニュアルの見直し

資料 2-2

地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例

第1章 危機管理マニュアルの概要

- 1 危機管理マニュアルの目的
- 2 対象とする危機事象
- 3 危機事象が発生した際のマニュアルの利用
- 4 地域県政総合センター所長の役割

第2章 危機事象発生時の初動対応

- 1 危機事象の把握
- 2 危機事象の伝達
- 3 現地危機管理対策本部の設置
- 4 広報
- 5 勤務時間外への対応

第3章 事前対策

- 1 関係機関との連携強化
- 2 訓練・研修の実施

第4章 地域県政総合センターの位置付けがある危機管理マニュアル

資料4

危機発生報告書(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在

発生日時		
発生場所		
発信者	受信者	
所 属	所 属	
職・氏名	職・氏名	
TEL	受信期日	年 月 日 時 分
危機の状況		
被害状況	その他被害	
人的被害 死 者 人 負傷者 人 不 明 人 計 人 住家被害 全 壊 棟 世帯 半 壊 棟 世帯 一部損壊 棟 世帯 計 棟 世帯		
応急対策(避難措置、消防機関・警察の出動状況、各機関の応急措置等)		
備 考(市町村からの支援・応援要請等)		